



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令
(内閣府二八)

〔告 示〕

○教科用図書の検定に関する件
(文部科学七九)
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件
(国土交通五五二)
○自動車の共通構造部の型式を指定した件
(同五五三～五六二)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

建設業の許可の取消処分関係

裁 判 所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更・解散・清算人就任、企業年金基金設立関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

三

七

六

府

令

○内閣府令第二十八号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年五月二十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(公共施設等運営事業に関する注記)
第八條の三十一 財務諸表提出会社は、当該会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用によ

る公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。

一 公共施設等運営権の概要
二 公共施設等運営権の減価償却の方法

2 更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第二条第一項に規定する公共施設等）をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次のイからニまでに掲げる事項
イ 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期
ロ 更新投資に係る資産の計上方法

ハ 更新投資に係る資産の減価償却の方法
ニ 翌事業年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が公共施設等の管理者等（民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。）に帰属するものに限る。以下この項において同じ。）について、支出額を合理的に見積ることができる場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

二 公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容及び、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたつて支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合 次に掲げる事項
イ 前号イ及びハに掲げる事項
ロ 更新投資に係る資産及び負債の計上方法

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。
一 同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項
二 個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

4 第一項及び第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

〔条を加える。〕

改 正 前

<p>資産の部 流動資産 【略】</p>	<p>前事業年度 (平成 年 月 日)</p> <p>当事業年度 (平成 年 月 日)</p>	<p>(無形固定資産の範囲) 第二十七条 【略】 【一〇十二 略】 十三 公共施設等運営権 十四 【略】 (無形固定資産の区分表示) 第二十八条 【略】 【一〇十 略】 十一 公共施設等運営権 十二 【略】 【二・三 略】 第二十九条 前条第一項第十二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 (流動負債の区分表示) 第四十九条 【略】 【一〇十三 略】 十四 公共施設等運営権に係る負債 十五 【略】 【二〇四 略】 第五十条 前条第一項第十五号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 (固定負債の区分表示) 第五十二条 【略】 【一〇七 略】 八 公共施設等運営権に係る負債 九 【略】 【二・三 略】 第五十三条 第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 様式第五号 【貸借対照表】 (単位：円)</p>
<p>資産の部 流動資産 【同左】</p>	<p>前事業年度 (平成 年 月 日)</p> <p>当事業年度 (平成 年 月 日)</p>	<p>(無形固定資産の範囲) 第二十七条 【同上】 【一〇十二 同上】 【号を加える】 十三 【同上】 (無形固定資産の区分表示) 第二十八条 【同上】 【一〇十 同上】 【号を加える】 十一 【同上】 【二・三 同上】 第二十九条 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 (流動負債の区分表示) 第四十九条 【同上】 【一〇十三 同上】 【号を加える】 十四 【同上】 【二〇四 同上】 第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 (固定負債の区分表示) 第五十二条 【同上】 【一〇七 同上】 【号を加える】 八 【同上】 【二・三 同上】 第五十三条 第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 様式第五号 【貸借対照表】 (単位：円)</p>

<p>固定資産 有形固定資産 [略] 無形固定資産 [略]</p>	<p>固定資産 有形固定資産 [同左] 無形固定資産 [同左]</p>
<p>リース資産 公共施設等運営権 無形固定資産合計 投資その他の資産 [略] 固定資産合計 繰延資産 [略] 資産合計 負債の部 流動負債 [略]</p>	<p>リース資産 無形固定資産合計 投資その他の資産 [同左] 固定資産合計 繰延資産 [同左] 資産合計 負債の部 流動負債 [同左]</p>
<p>資産除去債務 公共施設等運営権に係る負債 株主、役員又は従業員からの短期 借入金 [略] 流動負債合計 固定負債 [略]</p>	<p>資産除去債務 株主、役員又は従業員からの短期 借入金 [同左] 流動負債合計 固定負債 [同左]</p>
<p>資産除去債務 固定負債合計 負債合計 純資産の部 [略] 負債純資産合計 (記載上の注意) [略]</p>	<p>資産除去債務 固定負債合計 負債合計 純資産の部 [同左] 負債純資産合計 (記載上の注意) [同左]</p>

備考 表中の「」の記載は注記がある。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)
第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(公共施設等運営事業に関する注記)</p> <p>第十五条の二十五 連結財務諸表提出会社は、当該会社又は連結子会社が公共施設等運営事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)以下この項及び次項において「民間資金法」という。)第六条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。)における公共施設等運営権者(民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。)である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)ことに注記しなければならない。</p> <p>一 公共施設等運営権の概要</p> <p>二 公共施設等運営権の減価償却の方法</p> <p>2 更新投資(公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等(民間資金法第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。)の維持管理をいう。以下この項において同じ。)については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期</p> <p>ロ 更新投資に係る資産の計上方法</p> <p>ハ 更新投資に係る資産の減価償却の方法</p> <p>ニ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分(所有権が公共施設等の管理者等(民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。)に帰属するものに限る。以下この項において同じ。)について、支出額を合理的に見積ることができる場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額</p> <p>二 公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容及び、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約(民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。)等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間(民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。)にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ及びハに掲げる事項</p> <p>ロ 更新投資に係る資産及び負債の計上方法</p>	<p>[条を加える。]</p>

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。

- 一 同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合
 - 二 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項の重要性が乏しいとは認められない場合
- 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。

【一・二 略】

【三】公共施設等運営権

【四】略

【2 略】

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第四号の資産について準用する。

【5 略】

(流動負債の区分表示)

第三十七条 【略】

【一・七 略】

【八】公共施設等運営権に係る負債

【九】略

【2・4 略】

5 第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 【略】

【一・七 略】

【八】公共施設等運営権に係る負債

【九】略

【2・3 略】

4 前条第五項の規定は、第一項第九号に掲げる項目に属する負債について準用する。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位：円)

前連結会計年度	当連結会計年度
(平成 年 月 日)	(平成 年 月 日)

資産の部

流動資産

【略】

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号又は第二号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第三号に属する資産と一括して掲記することができる。

【一・二 同上】

【三】号を加える。

【同上】

【2 同上】

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第三号に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用する。

【5 同上】

(流動負債の区分表示)

第三十七条 【同上】

【一・七 同上】

【八】号を加える。

【同上】

【2・4 同上】

5 第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 【同上】

【一・七 同上】

【八】号を加える。

【同上】

【2・3 同上】

4 前条第五項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位：円)

前連結会計年度	当連結会計年度
(平成 年 月 日)	(平成 年 月 日)

資産の部

流動資産

【同左】

固定資産		固定資産	
有形固定資産		有形固定資産	
[略]		[同左]	
無形固定資産		無形固定資産	
のれん	×××	のれん	×××
リース資産	×××	リース資産	×××
公共施設等運営権	×××	公共施設等運営権	×××
その他	×××	その他	×××
無形固定資産合計	×××	無形固定資産合計	×××
投資その他の資産		投資その他の資産	
[略]		[同左]	
固定資産合計	×××	固定資産合計	×××
繰延資産		繰延資産	
[略]		[同左]	
資産合計	×××	資産合計	×××
負債の部		負債の部	
流動負債		流動負債	
[略]		[同左]	
資産除去債務	×××	資産除去債務	×××
公共施設等運営権に係る負債	×××	公共施設等運営権に係る負債	×××
その他	×××	その他	×××
流動負債合計	×××	流動負債合計	×××
固定負債		固定負債	
[略]		[同左]	
負債純資産合計	×××	負債純資産合計	×××
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[略]		[同左]	

備考 表中の「」の記載は注記がある。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十九年五月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十九年五月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

告 示

○文部科学省告示第七十九号

教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十九条第一項の規定に基づき、小学校用教科用図書(小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)に基づき教科用として編修された図書をいう。)及び高等学校用教科用図書(高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)に基づき教科用として編修された図書をいう。)として検定を経た図書の名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十五日

文部科学大臣 松野 博一

図書の名称	目的とする学校・教科	検定の年月日	著者名	発行者
あたらしいどうとく 1 新しいどうとく 2	小 道徳	平成29年3月2日	渡邊 満ほか	東書
新しいどうとく 3 新しいどうとく 4	小 道徳	平成29年3月2日	渡邊 満ほか	東書
新しい道徳 5 新しい道徳 6	小 道徳	平成29年3月2日	渡邊 満ほか	東書
かがやけみらい しょうがっこう どうとく 1ねん よみもの かがやけみらい しょうがっこう どうとく 1ねん かつどう かがやけみらい 小学校 どうとく 2年 よみもの かがやけみらい 小学校 どうとく 2年	小 道徳	平成29年3月2日	松尾 直博ほか	学図
かがやけみらい 小学校 どうとく 3年 読みもの かがやけみらい 小学校 どうとく 3年 活動 かがやけみらい 小学校 どうとく 4年 読みもの かがやけみらい 小学校 どうとく 4年 活動	小 道徳	平成29年3月2日	松尾 直博ほか	学図

かがやけみらい 5年 読みもの かがやけみらい 5年 活動 かがやけみらい 6年 読みもの かがやけみらい 6年 活動	小学校 道徳 小学校 道徳 小学校 道徳	小 道徳	平成29年3月2日	松尾 直博ほか	学図
小学どうとく 1 小学どうとく 2	はばたこうあす はばたこう明日	小 道徳	平成29年3月2日	林 泰成ほか	教出
小学どうとく 3 小学どうとく 4	はばたこう明日 はばたこう明日	小 道徳	平成29年3月2日	林 泰成ほか	教出
小学道徳 5 小学道徳 6	はばたこう明日へ はばたこう明日へ	小 道徳	平成29年3月2日	林 泰成ほか	教出
どうとく 1 ひかるとき どうとく 2 ひかるとき	きみが いちばん きみが いちばん	小 道徳	平成29年3月2日	朝倉諭美子ほか	光村
どうとく 3 ひかるとき どうとく 4 ひかるとき	きみが いちばん きみが いちばん	小 道徳	平成29年3月2日	朝倉諭美子ほか	光村
道徳 5 かるとき 道徳 6 かるとき	きみが いちばん きみが いちばん	小 道徳	平成29年3月2日	朝倉諭美子ほか	光村
しょうがくどうとく 1 から 1 しょうがくどうとく 1 から 1 小学どうとく 1 小学どうとく 1	いきる ち いきる ち いきる ち いきる ち	小 道徳	平成29年3月2日	藤永 芳純ほか	日文